

差別落書事象（器物損壊）について（概要）

1 当該職員

環境局東部環境事業センター 技能職員（55 歳）

2 事案の概要

当該職員は、公共交通機関の施設において複数回にわたり同和問題（部落差別）に関する差別的な内容の落書きを行ったとして、浪速警察署にて取り調べを受け、令和元年 5 月 16 日に大阪地方検察庁に書類送検された。

3 発覚等の経緯

○平成 31 年 3 月 13 日

- ・器物損壊事件の捜査にかかり、環境局に対し、参考人として当該職員から話を聞くため、浪速警察署に出頭させるよう要請があった。
- ・同日、当該職員が浪速警察署に出頭し事情聴取を受け、平成 30 年 8 月に浪速区内にある公共交通機関の施設に、同和問題（部落差別）に関する差別的な内容が含まれた落書きを行ったことを認めた旨の説明が浪速警察署から環境局にあった。

○その後、当該職員に書類送検等の状況確認を行っている中で、今般、書類送検をされた事実が判明した。